

2025-2027 年度 国別研修
「西インド洋地域のブルーエコノミー推進のための人材育成」
研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2025 年度に係るものである。2026 年度、2027 年度については、別紙1「業務仕様書」2. 応募要件（2）その他の要件1）を参照。

1. 研修コース概要

（1）研修コース名

西インド洋地域のブルーエコノミー推進のための人材育成

（2）技術研修期間（予定）

2025 年 10 月 14 日（火）～2025 年 11 月 28 日（金）

（3）研修員（予定）

1）定員：9 名（対象3 か国より各3 名）

2）研修対象国：コモロ、マダガスカル、モーリシャス

3）研修対象組織・対象者

水産行政・普及機関職員、水産研究機関、水産学校職員、漁民組織関係者、水産関連の NGO 等関係者

（4）研修使用言語

仏語

（5）研修の背景・目的

西インド洋地域は、ブルーエコノミー推進において世界的にも先導的な立場にある。政府組織を再編してブルーエコノミー専門省庁を設立し、国家ブルーエコノミー戦略やロードマップの策定に至った国も多くみられるなど、戦略的な動きが顕著である。

他方、ブルーエコノミーの推進には、複数セクター間の協力・調全体制の構築、海洋資源や水域利用に関する分野横断的な計画の策定、新たな経済活動の創生と実施に向けた統合的アプローチの確立など、これまでとは異なる新たな取り組みが必要となってくる。しかしながら、従来の分野特化型のアプローチに慣れ親しんだ多くの政府職員は、ブルーエコノミーの枠組みに必須となる分野横断的な対応には必ずしも習熟しておらず、現場レベルでの具体的な取り組みにはなかなか繋がらないことが問題となっている。ここでは、ブルーエコノミーの推進に関わる関係者が、多分野連携の取り組みへの理解を深め、「セクターの壁」にとらわれない創造的な発想とそれを実現に移す行動力を持つことが求められている。

加えて、ブルーエコノミー振興においては、単に経済発展だけを指すのではなく、

沿岸地域社会に様々な便益をもたらす生態系サービスの保全も併せて行うことが必須とされている。経済成長と健全な生態系の確保という時に相反する二つの目的を調和的に実現させることは必ずしも容易ではない。開発途上国の環境下においては、沿岸生態系の劣化がすでに深刻化しているケースも多く、そうした場合には、人の関与によって沿岸生態系を積極的に修復・改善する努力も必要となってくる。

いわゆる小島嶼開発途上国（SIDS）においては海洋資源への依存度の高さからブルーエコノミー振興への関心が高いといえるが、これらの国においては、上記の課題に加えて小島嶼国特有の課題、すなわち、国土の狭さ、僻遠性、脆弱な資源基盤、気候変動等の地球規模の環境リスクへの脆弱性などへの対応も必要になってくる。SIDS 特有のこれら慢性的困難への対処には、革新的な技術の導入など新たなアプローチが求められている。

このように、ブルーエコノミーを効果的に推進するには、まずはそこに携わる人材の育成が重要となってくる。本研修はこうした背景を踏まえての「新たな人材育成ニーズ」に対応したものである。

（６）案件目標

本研修は、西インド洋諸国 3 か国においてブルーエコノミーの推進に中心的な役割を果たすことが期待されている人材の包括的な対応能力の強化と地域関係者のネットワーク構築を通じて、地域におけるブルーエコノミーの効果的な推進を支援する。

（７）単元目標（アウトプット）

- 1). ブルーエコノミー推進に必要となる基礎的分野に関する知見への理解を深める。
- 2). 水産セクターにおける既存の取り組みをブルーエコノミー推進に資する形で応用展開する方策について理解を深める。
- 3). ブルーエコノミー推進を支援する重要な環境整備についての理解を深める。
- 4). 上記の知見を地域内での適用する可能性について議論・検証する。
- 5). 地域の利害関係者間の情報共有を促進するためのネットワークが構築される。

（８）研修内容

１）研修項目

講義・視察をバランス良く配し、研修員同士が意見交換できる機会を多く設置すること。研修では以下の項目に重点を置いた内容を構成すること。

1. カントリーレポート作成（自国の現状分析、課題に対する取り組み）
2. ブルーエコノミー振興にかかる水産行政/研究機関の役割と実施体制、漁民組織の機能および課題、水産業における女性の役割（ジェンダーの観点）
3. 熱帯地域の水産資源の特徴と管理、水産資源管理に向けた多分野連携での

取り組み

4. 水産業多様化に向けた取り組み、行政支援の取り組みなど
5. 関連する演習（水産物加工、土産品づくり）
6. PGM、事例研究、アクションプラン作成・発表
7. 研修の振り返りや講師陣とのディスカッションの設定
8. アクションプラン作成・発表

2) 研修方法

ア. 講義

テキストやレジュメ等を準備し、必要に応じて過去に作成した視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるよう工夫する。また講義ごとに特に理解すべきポイントを明確にし、それに重点を置いた教材を使用すること。

イ. 視察

講義で得られた知見をもとに関係者との意見交換を通じて、アクションプラン実施において実践可能な知識・技術を習得できるような視察プログラムを設定するように努める。また、「振り返り」の場を設け、講義等との連携による知識の定着や新しい「知」の創造を図る。

ウ. レポートの作成・発表

ジョブレポート作成では研修参加への目的意識を明確化するため、「アクションプラン」を意識した内容の作成を研修員へ依頼する。研修終盤ではアクションプランの発表を行い、研修員同士の意見交換を促進する。最終発表へ向けてより具体的なプランの作成ができるよう、細やかな指導を行う。

3) 当機構が実施するプログラム

1. 集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

2. ジェネラル・オリエンテーション

技術研修に先立って、日本滞在中の必要知識として、日本の政治・経済、歴史、社会制度等についてオリエンテーションを行う。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2025年9月12日～2026年1月23日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務の概要

- 1) 当該年度の業務実施方針の検討
- 2) 研修の質の向上、効率化にかかる業務（共通研修教材の整備等）
- 3) 沖縄県内自治体、企業、団体、大学、NGO 等との連携およびネットワーク構築ならびに沖縄県側関係者の国際協力への理解促進に係る業務
- 4) 業務完了報告書、経費精算報告書の作成（次年度の研修計画案を含む）
- 5) 関係機関との調整

（３）詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配（講義当日の諸準備を含む）
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却
- 25) 遠隔研修となった場合の準備・実施

3. 留意事項

- （１） 沖縄および日本の制度を伝えることが目的ではなく、研修員およびその所属組織が、研修で得た知見を活かして各国における実践を進めることが目的で

す。そのために最適なプログラム構成・ファシリテーション方法・見学等について十分な検討を加えていただけますようお願いいたします。

- (2) 当機構は、本研修コース実施にあたって仏語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (3) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (4) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (5) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上